

令和元年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第3回 理事会議事録

招集年月日 令和元年8月8日（木）

開催日時 令和元年8月29日（木） 午後2時30分から午後3時40分まで

開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 健康相談室

出席理事名 石田進、今郡利夫、竹内光日出、鈴木伸洋、木内久子、信太俊浩、花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、原 直俊、池田明、宮川純一

欠席理事名 小島真知子、藤田昭泰、坂下弘之、安藤幸男、野村みさ子、畠山修

出席監事 中山照明、徳永正克

定刻通り、令和元年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催した。

石田会長が挨拶をした後、事務局により理事総数18名中12名の出席があり定款第30条第1項により理事会が成立していることが確認された。

定款第29条 議長選出は、全員一致で石田会長を選任した。

定款第31条 第2項 議事録は出席した会長及び監事の記名押印となることを確認した。

報告第1号 令和元年度上期（4～7月）事業実施状況及び予算執行状況について

議長である石田会長から、報告第1号は資料を事前送付しているため朗読を省略し重点項目のみの説明とすることが提案された後、事務局が説明した。

事務局（荒井）が理事会本資料P.1～P.8に沿って説明した。総合相談の実施状況をはじめ各事業については概ね計画どおりに実施できており、社協に寄せられた7月末までの相談件数合計は、昨年同時期の約20%増の2,494件となった。相談内容では、生活困窮、権利擁護、障害相談の実績が増加しておりいずれの分野も重点事業として相談窓口の周知を図ったこと、生活課題が複合的になりこれまで以上に関係機関の連携を図ったことで実績増加につながったと考えられる。

専門相談事業（会議資料p3）のうち、増加傾向にあるひきこもりに関する相談支援体制を強化し、ご家族からの相談に心理療法士が助言をする体制を平成31年4月から拡充した。精神疾患のない、人間関係を起因とした、いわゆる社会的なひきこもりの方への支援が課題となっており、回復までの支援として社協では精神保健福祉士資格を持つ職員と心理療法士で、家族に対して個別性を重視した家族関係の再構築の継続的な支援を行っている。

事業報告に続き、事務局（相良）が収支状況について会議資料p9～p10に沿って説明した。7月末時点において収入・支出ともに当初予算の範囲で執行されている。社協自主事業（成年後見制度に関する事業）に支出超過が見られるが9月に福祉活動基金の取り崩しを行い繰入を行う予定である、また、受託事業（日常生活自立支援事業）も支出超過となっているが、委託元である茨城県社会福祉協議会からの受託金入金令和元年11月であるためと説明した。

質疑はなく、報告済みとされた。

報告第2号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展強化計画）実施3年次の進捗状況について

事務局（相良）が、経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖市社協発展・強化計画）実施3年次の進行管理（令和元年度中間報告）に基づき平成31年4月～令和元年7月の取り組み状況について、会議開催時点で準備中であった共同募金、福祉活動基金取り崩しの効果測定、

役員等研修は評価B'（現在準備中）、それ以外は評価B（スケジュール通り）とした旨説明した。

報告第2号に関連して、欠席した畠山理事、坂下理事から提出された意見書を読み上げ、意見に対する説明をした。

- （畠山理事の意見） 公的事業の積極的受託など未実施の部分が見られる。経営改善につながる部分についてチャレンジをお願いしたい。
- （事務局：相良） 受託事業に関しましては、経営改善計画期間中に生活困窮者自立支援事業等の新規受託を行ってきたところです。今後も受託事業につきましては社協が取り組む必要性や、社会福祉の向上といった観点から、理事会でも協議していただいた上で、事業の受託、また新しい自主事業の実施といったところを計画していきたいと思えます。
- （坂下理事の意見） 全体を通じた評価の表し方について、ほとんどがBまたはB'となっています。数値目標のある項目で未実施の項目は評価を記入をしない方がよいのではないのでしょうか。
- （事務局：相良） 評価の表し方については、坂下理事からのご意見、本日の理事会でのご意見をふまえ今後の資料作成に反映させていただきます。後期の取り組み状況を含めた計画3年目の最終評価は年度末の理事会で報告させていただく予定です。

事務局の説明後、質疑に入った。

- （中山監事） 坂下理事の意見にもあった通り、A、B、B'、Cという達成度のありようについては考慮する必要があると思います。また、評価Bの項目にはAにしなければいけないものもあると思いますので、以降の事業展開にメリハリをもってあたっていただきたい。
- （事務局：橘田） ご意見ありがとうございます。この理事会の後、令和2年度を初年度とする第5次地域福祉活動計画策定に着手する予定です。経営改善計画の結果をふまえた上で、1月に役員 みなさんに事務局案を提出できるよう進める予定ですので、よろしくお願いいたします。

以降の質疑はなく、報告済みとなった。

議案第1号 事務局職員の継続雇用に関する規則の一部改正(案)について

事務局(相良)が会議資料p12～p14に沿い、本会正職員の定年(60歳)以後の正職員の雇用形態に関して、神栖市職員に適用される再任用制度に準じた制度とするため、事務局職員の継続雇用に関する規則第6条(継続雇用職員の身分)を改正するものであると説明した。

事務局の説明後、質疑に入った。

- （今郡副会長） 会議資料13ページにある非常勤職員の時給は茨城県の最低賃金を下回らないと考えてよろしいでしょうか。
- （事務局：相良） 現在社協が雇用している非常勤職員の時給は940円または1200円ですので、最低賃金を下回ることはありません。10月に最低賃金は改定されますので、そちらを確認し、就業規則を必要に応じ改正したいと考えます。

以降の質疑はなく審議に入り、議長を除く賛成11名、反対0名で原案とおり議決した。

議案第2号 地域福祉活動計画策定委員会設置要項の一部改正(案)について

事務局（荒井）が会議資料p15～p19に沿って、計画策定委員を本会役員で構成するという設置要項改正案と策定のスケジュールについて説明した。

社会福祉協議会の活動・行動計画でもある神栖市社協第4次地域福祉活動計画の後継計画「神栖市社協第5次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、委員を本会役員で構成し、計画の実効性の向上を図るため、同計画と連動する神栖市社協発展・強化計画の後継計画と一体的に策定する。令和2年1月開催の第4回理事会で素案を提出、3月開催予定の第5回理事会で最終案を検討する。

事務局の説明後、質疑に入った。

（中山照明監事） 会議資料p18の3で「神栖市の活動計画等の動きをふまえ令和2年度以降における神栖市社協の活動方針を明確化していく内容とする」とありますが、市の福祉関連計画の策定期間は決まっているのでしょうか。

（事務局：荒井） ご質問ありがとうございます。まず、市の地域福祉計画は平成30年度～令和4年度の5か年計画、次に高齢者福祉・介護保険計画は平成30年度～令和2年度の3か年、障害者プランにおきましても平成30年度～令和2年度の3か年計画となっています。また、子育て支援計画は平成27年度～令和元年度の5か年計画です。

（中山照明監事） そうしますと、令和元年までの計画もあれば令和4年までの計画もあるのであれば、社協の計画期間の5年も見直すということでしょうか。

（事務局：橘田） 基本的には神栖市社協が策定する地域福祉活動計画はこれまで通り5年を目安に考えています。国が示す計画の期間も5年から3年と短くなっていますので、社協の前回計画策定時にも3年が良いのか5年が良いのかという議論がされました。社協は、市が進める福祉施策の中で取り組みきれない分野を担っていくという役割の確認ができておりますので、各福祉関連計画の動きを確認した上で社協として実施すべき内容を5年スパンで作っていただくこと事務局レベルでは検討しているところです。今後議論していただく中で社協の計画も3年刻みで良いのではないかなということになれば、それに合わせた計画に切り替えていきたいと考えています。

以降の質問はなく審議に入り、議長を除く賛成11名、反対0名で原案とおり議決した。

以上をもって、令和元年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となった。